

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	25年度	26年度	増 減
流動性貯金	5,167(25.0)	5,368(25.4)	201
定期性貯金	15,469(74.9)	15,748(74.6)	279
その他の貯金	5(0.1)	5(0.0)	0
計	20,642(100)	21,121(100)	480
譲渡性貯金	0(0)	0(0)	0
合 計	20,642(100)	21,121(100)	480

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	25年度	26年度	増 減
定期貯金	14,839(100)	15,349(100)	510
うち固定金利定期	14,839(100)	15,349(100)	510
うち変動金利定期	0(0)	0(0)	0

- (注)
 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
手形貸付	0	0	0
証書貸付	2,865	3,048	183
当座貸越	128	125	△ 3
割引手形	0	0	0
合 計	2,993	3,173	180

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	25年度	26年度	増 減
固定金利貸出	2,229 (78.4)	2,430 (79.9)	201
変動金利貸出	613 (21.6)	612 (20.1)	△ 1
合 計	2,842 (100)	3,042 (100)	200

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
貯金・定期積金等	126	128	2
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	128	98	△ 30
その他担保物	118	75	△ 43
小 計	372	301	△ 71
農業信用基金協会保証	620	594	△ 26
その他保証	95	111	16
小 計	715	705	△ 10
信 用	1,755	2,036	281
合 計	2,842	3,042	200

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ございません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	25年度	26年度	増 減
設備資金	677 (23.9)	643 (21.1)	△ 34
運転資金	2,165 (76.1)	2,399 (78.9)	234
合 計	2,842 (100)	3,042 (100)	200

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	25年度	26年度	増 減
農業	442 (15.6)	418 (13.8)	△ 24
林業	0 (0)	0 (0)	0
水産業	0 (0)	0 (0)	0
製造業	128 (4.5)	123 (4.0)	△ 5
鉱業	0 (0)	0 (0)	0
建設・不動産業	34 (1.2)	24 (0.8)	△ 10
電気・ガス・熱供給水道業	0 (0)	0 (0)	0
運輸・通信業	0 (0)	0 (0)	0
金融・保険業	452 (15.9)	452 (14.9)	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	6 (0.2)	6 (0.2)	0
地方公共団体	1,263 (44.4)	1,528 (50.2)	265
非営利法人	0 (0)	0 (0)	0
その他	517 (18.2)	491 (16.1)	△ 26
合 計	2,842 (100)	3,042 (100)	200

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
農業	97	89	△ 8
穀作	2	3	1
野菜・園芸	26	32	6
果樹・樹園農業	7	6	△ 1
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	3	2	△ 1
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	59	46	△ 13
農業関連団体等	0	2	2
合計	97	91	△ 6

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
プロパー資金	94	90	△ 4
農業制度資金	3	1	△ 2
農業近代化資金	3	1	△ 2
その他制度資金	0	0	0
合計	97	91	△ 6

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	25年度	26年度	増 減
破綻先債権額	11,938	9,418	△ 2,520
延滞債権額	90,849	92,233	△ 8,616
3ヵ月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
合 計	102,787	91,651	△ 11,136

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	89,222	40,415	5,941	42,866	89,222
危険債権	2,430	2,430	0	0	2,430
要管理債権	0	0	0	0	0
小計	91,652	42,845	5,941	42,866	91,652
正常債権	2,952,587				
合計	3,044,239				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

		< 自己査定債務者区分 >			< 金融再生法債権区分 >			< リスク管理債権 >		
対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信	信用事業以外の与信	信用事業総与信	信用事業以外の与信	信用事業総与信	信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	
	破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権			
	実質破綻先						延滞債権			
	破綻懸念先			危険債権						
要注意先	要管理先			要管理債権			3か月以上延滞債権			
	その他要注意先						貸出条件緩和債権			
	正常先			正常債権						

<p>●破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者</p> <p>●実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者</p> <p>●破綻懸念先 現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</p> <p>●要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者 i 3か月以上延滞債権 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権 ii 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●その他の要注意先 要管理先以外の要注意先に属する債務者</p> <p>●正常先 業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</p>	<p>●破産更正債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>●危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権</p> <p>●要管理債権 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権</p>	<p>●破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金</p> <p>●延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金</p> <p>●3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）</p> <p>●貸出条件緩和債権 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）</p>
--	--	---

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	25年度				26年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11	10	-	11	10	10	11	-	10	11
個別貸倒引当金	83	88	0	88	88	88	76	5	83	76
合 計	94	98	0	94	98	98	87	5	93	97

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	25年度	26年度
貸出金償却額	0	5

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		25 年度		26 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	1,866	18,971	1,909	19,269
	金 額	3,035,407	4,554,902	4,475,489	6,708,019
代金取立為替	件 数	13	0	4	2
	金 額	10,149	0	3,444	6,725
雑 為 替	件 数	69	192	97	190
	金 額	3,978	200,649	5,421	193,826
合 計	件 数	1,948	19,163	2,010	19,461
	金 額	3,049,534	4,755,551	4,484,354	6,908,570

(4) 有価証券に関する指標

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

該当する取引はありません。